

香芝市告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり徴収を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

香芝市長 三橋和史

1 受託者

奈良県香芝市狐井370番地1

近鉄ファシリティーズ株式会社 奈良支店香芝営業所 所長 村井 弘典

2 徴収事務を委託する使用料及び手数料

(1) 香芝市営火葬場条例第6条の規定に基づく火葬場使用料

(2) 香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条の規定に基づく動物の死体処理手数料

3 委託の期間

令和8年4月1日から令和9年5月31日まで